



- 注2** 修了証が未着の場合は、受講票の写しを添付すれば、修了書の写しを申請後に提出することとして差し支えありません。  
 なお、受講票の写しを添付したときは、次の事項を明記した確約書の添付が必要です。  
 確約書記載事項:①受講者の氏名  
 ②修了証の写しを速やかに提出すること。  
 ③修了証の写しを提出できない場合、許可申請を取り下げること。  
 ④許可申請を取り下げた場合、申請手数料の返還は求めないこと。

＜講習会の受講者、許可申請書に添付する修了証＞

受 講 者	<p>ア 法人の場合 法第14条第5項第2号ニに規定する<b>役員又は</b>令第6条の10に規定する<b>使用人</b>(政令使用人)          イ 個人の場合 申請者又は令第6条の10に規定する<b>使用人</b>(政令使用人)</p> <p>※ 政令使用人の場合は、組織図(当該者が表示されたもの)及び申請者が発行する当該者が政令使用人である旨を証明した書面を添付してください。</p> <p><b>政令使用人</b>とは、「申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの」をいう。          ①本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)          ②継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有するものを置くもの</p>
修 了 証	<p>公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター が行う次のいずれかの講習会の修了証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会 (<b>新規</b>) 収集・運搬課程 (<b>有効期間5年</b>)</li> <li>・産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会 (<b>更新</b>) 収集・運搬課程 (<b>有効期間2年</b>)</li> </ul>

＜受講申込み先＞

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターホームページ(「JWセンター 講習会」で検索)より申し込みしてください。

- 注3** 未納税がある場合は、納付受託証書(税務署長印のあるもの。)の写しを提出してください(法人の場合)。また、必要に応じて書面で説明(未納の理由、納税計画、税務署との協議経過など)してください(法人、個人共通)。  
 証明書の請求先は、管轄の税務署です。